

筑波大学における日本学生支援機構第一種学資金返還免除候補者の学内選考要領

平成17年1月21日
返還免除候補者選考委員会

改正 平成26年4月18日

(目的)

- 1 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条2項の規定に基づき、筑波大学における返還免除候補者の学内選考に関し必要な事項を定める。

(対象学生)

- 2 返還免除候補者となる学生は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）第一種学資金の貸与期間が当該年度内に終了する者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

(申請)

- 3 返還免除の申請者は、学長の指定する期間内に、日本学生支援機構が定める次の書類を、所属する博士課程研究科又は修士課程の長を経て学長に提出するものとする。
 - (1) 業績優秀者返還免除申請書
 - (2) 当該大学院における成績証明書
 - (3) 業績を証明する資料
 - (4) 推薦理由書

(評価方法)

- 4 筑波大学返還免除候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）は、申請者の専攻分野に係る教育研究の特性に配慮するとともに、次の両号の評価項目を総合評価して選考を行う。
 - (1) 大学院における教育研究活動等
 - (2) 専攻に関連した学外における教育研究活動等

(評価項目)

- 5 選考は、日本学生支援機構の「奨学規程」第47条第2項に基づく「業績の種類」及び「機構が定める評価基準」ごとに、筑波大学大学院が定める別表の評価項目に基づいて行う。

(選考方法)

- 6 研究科または専攻ごとに各評価項目の評価を数値化し、それに基づいた選考を行う。

(組織からの推薦)

- 7 博士課程研究科又は修士課程は、日本学生支援機構から示された推薦枠に基づいて配分された推薦枠に従い、評価数値の合計が大きいものから順位を付して推薦する。

(学長への報告)

- 8 選考委員会はそれぞれの組織からの推薦に基づき、返還免除候補者を選考し学長に報告する。

(雑則)

- 9 ここに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この決定は、平成17年 1月21日から実施する。

附 記 (平成26年4月18日)

この決定は、平成26年 4月18日から実施し、改正後の筑波大学における日本学生支援機構第一種学資金返還免除候補者の学内選考要領の規定は、平成25年12月24日から適用する。

別表（第5項関係）

業績の種類	日本学生支援機構が定める評価基準	筑波大学大学院が定める評価項目	
		大学院における教育研究活動等に関する業績	専攻に関連した学外における教育研究活動に関する業績
1号 「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容等の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	① 論文が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 論文が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 論文が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	④ 論文が、国内外の権威ある学術誌に掲載され、もしくは掲載が予定されている。 ⑤ 論文に基づく口頭発表ないし講演が、国内外の権威ある学会から表彰された。 ⑥ 論文あるいはそれに基づく口頭発表ないし講演が、学界から高く評価されている。 ⑦ 論文を主とする研究成果が評価された結果、日本学術振興会の特別研究員等に採用された。 ⑧ 論文を主とする研究成果が評価された結果、研究助成金の採択を受けた。
2号 「大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	① 研究の成果が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 研究の成果が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 研究の成果が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	④ 研究の成果が、国内外の権威ある学術誌に掲載され、もしくは掲載が予定されている。 ⑤ 研究の成果に基づく口頭発表ないし講演が、国内外の権威ある学会から表彰された。 ⑥ 研究の成果あるいはそれに基づく口頭発表ないし講演が、学界から高く評価されている。 ⑦ 研究の成果を主とする研究成果が評価された結果、日本学術振興会の特別研究員等に採用された。 ⑧ 研究の成果を主とする研究成果が評価された結果、研究助成金の採択を受けた。
3号 「大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果」	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること	① 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに関連分野の基礎的素養に関する試験の結果が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。 ② 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力に関する審査の結果が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	
4号 「著書、データベースその他の著作物（第1号及び第2号に掲げるものを除く。）」	第1号及び第2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	① 著作物等が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 著作物等が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 著作物等が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	④ 著作物等が、国内外の権威ある学会、学術助成団体等から表彰された。 ⑤ 著作物等が、社会的に高く評価されている。 ⑥ 著作物等が、学術助成団体等による出版助成が認められた。 ⑦ データベースが権威あるコンテスト等で優秀な成績を収めた。
5号 「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	① 発明、発見、新技術等が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 発明、発見、新技術等が、発明委員会等で特に優秀であると認められた。 ③ 発明、発見、新技術等が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ④ 発明、発見、新技術等が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	⑤ 発明、発見、新技術等が、権威ある学会、学術団体等から表彰された。 ⑥ 発明、発見、新技術等が、権威あるコンテスト等で優秀な成績を収めた。 ⑦ 発明、発見、新技術等が、社会的に評価されている。
6号 「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	① 授業科目の成績等が特に優秀であると認められ、修業年限が短縮された。 ② 授業科目の成績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	
7号 「研究又は教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること	① 実績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で高く評価された。	② 学外の教育研究活動における実績が、社会的に高く評価されている。 ③ 学外の教育研究活動における実績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で高く評価された。
8号 「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること	① 成績が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 成績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 成績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。	④ 最高レベルの国際的な審査会、コンクール等に出品、出場した。 ⑤ 作品、発表が、高いレベルの審査会、コンクール等で優秀な成績を収めた。

<p>9号 「スポーツの競技会における成績」</p>	<p>教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること</p>	<p>① 成績が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 成績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 成績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p>	<p>④ 最高レベルの国際的な競技会に出場した。 ⑤ 高いレベルの競技会等で優秀な成績を収めた。</p>
<p>10号 「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」</p>	<p>教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること</p>	<p>① 実績が、筑波大学学生表彰に関する法人細則による表彰を受けた。 ② 実績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。 ③ 実績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p>	<p>④ 実績が、公的団体等から表彰された。 ⑤ 実績が、社会的に高く評価されている。</p>

業績の種類	日本学生支援機構が定める評価基準	筑波大学大学院が定める評価項目	
		大学院における教育研究活動等に関する業績	専攻に関連した学外における教育研究活動に関する業績
1号 「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容等の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること	<p>① 論文が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長表彰(推薦中の者を含む)→表彰状(写)又は推薦書 <p>② 論文が、申請者の所属する研究科等から表彰された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長賞→表彰状(写) ・研究科最優秀論文賞→表彰状又は受賞証明書(写) ・専攻長賞→表彰状(写) <p>③ 論文が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長推薦→推薦書 ・専攻長推薦→推薦書 	<p>④ 論文が、国内外の権威ある学術誌に掲載され、もしくは掲載が予定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●掲載済の場合→下記のいずれか ・学会論文集(掲載箇所の写し) ・学会論文要旨集(掲載箇所の写し) ・学会誌(掲載箇所の写し) ●掲載予定の場合→下記のいずれか ・学会誌掲載予定目次(目録)(写) ・投稿受領書及び採録通知書(写) ・学会誌からの投稿原稿依頼書(写) ・学会等からによる推薦論文証明書(写) <p>⑤ 論文に基づく口頭発表ないし講演が、国内外の権威ある学会から表彰された。</p> <p>【口頭発表にはポスター発表も含めている】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学会(総会、研究集会、研究会、後援会等)表彰→下記のいずれか ・表彰状(写) ・表彰事項掲載学会誌等(掲載箇所の写し) ・表彰通知書(写) <p>⑥ 論文あるいはそれに基づく口頭発表ないし講演が、学界から高く評価されている。</p> <p>【口頭発表にはポスター発表も含めている】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学会(総会・研究集会・研究会・講演会等)発表→下記のいずれか ・プログラム(氏名等掲載箇所の写し) ・研究発表要旨(写) ・講演前刷集(写) ・論文集(写) <p>⑦ 論文を主とする研究成果が評価された結果、日本学術振興会の特別研究員等に採用された。</p> <ul style="list-style-type: none"> →下記のいずれか ・採用予定通知書(写) ・採用決定通知(写) <p>⑧ 論文を主とする研究成果が評価された結果、研究助成金の採択を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> →下記のいずれか ・助成金贈呈決定通知書(写) ・研究助成研究報告書(写)
2号 「大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること	<p>① 研究の成果が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長表彰(推薦中の者を含む)→表彰状(写)又は推薦書 <p>② 研究の成果が、申請者の所属する研究科等から表彰された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長賞→表彰状(写) ・研究科最優秀論文賞→表彰状又は受賞証明書(写) ・専攻長賞→表彰状(写) <p>③ 研究の成果が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長推薦→推薦書 ・専攻長推薦→推薦書 	<p>④ 研究の成果が、国内外の権威ある学術誌に掲載され、もしくは掲載が予定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●掲載済の場合→下記のいずれか ・学会論文集(掲載箇所の写し) ・学会論文要旨集(掲載箇所の写し) ・学会誌(掲載箇所の写し) ●掲載予定の場合→下記のいずれか ・学会誌掲載予定目次(目録)(写) ・投稿受領書及び採録通知書(写) ・学会誌からの投稿原稿依頼書(写) ・学会等からによる推薦論文証明書(写) <p>⑤ 研究の成果に基づく口頭発表ないし講演が、国内外の権威ある学会から表彰された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学会(総会、研究集会、研究会、後援会等)表彰→下記のいずれか ・表彰状(写) ・表彰事項掲載学会誌等(掲載箇所の写し) ・表彰通知書(写) <p>⑥ 研究の成果あるいはそれに基づく口頭発表ないし講演が、学界から高く評価されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学会(総会・研究集会・研究会・講演会等)発表

			<p>→下記のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プログラム（氏名等掲載箇所の写し） ・研究発表要旨（写） ・講演前刷集（写） <p>⑦ 研究の成果を主とする研究成果が評価された結果、日本学術振興会の特別研究員等に採用された。</p> <p>→下記のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用予定通知書（写） ・採用決定通知（写） <p>⑧ 研究の成果を主とする研究成果が評価された結果、研究助成金の採択を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成金贈呈決定通知書（写） ・研究助成研究報告書（写）
3号 「大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果」	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること	<p>① 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに関連分野の基礎的素養に関する試験の結果が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長推薦 →推薦書 ・専攻長推薦 →推薦書 <p>② 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力に関する審査の結果が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長推薦 →推薦書 ・専攻長推薦 →推薦書 	
4号 「著書、データベースその他の著作物（第1号及び第2号に掲げるものを除く。）」	前2号に掲げる論文等のほか、専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること	<p>① 著作物等が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長表彰（推薦中の者を含む）→表彰状（写）又は推薦書 <p>② 著作物等が、申請者の所属する研究科等から表彰された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長賞 →表彰状（写） ・専攻長賞 →表彰状（写） <p>③ 著作物等が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長推薦 →推薦書 ・専攻長推薦書 →推薦書 	<p>④ 著作物等が、国内外の権威ある学会、学術助成団体等から表彰された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投稿提案に対する表彰 →表彰状（写） ・応募提案に対する表彰 →表彰状（写） ・結果掲載新聞又は雑誌 →（掲載箇所の写し） <p>⑤ 著作物等が、社会的に高く評価されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別展図録（写） ・学会等における研究報告書・別刷（写） ・著作物紹介掲載新聞又は雑誌（掲載箇所の写し） ・出版社からの出版誓約書（写） <p>⑥ 著作物等が、学術助成団体等による出版助成が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出版助成決定通知書（写） <p>⑦ データベースが権威あるコンテスト等で優秀な成績を収めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテスト等の表彰状（写）
5号 「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること	<p>① 発明、発見、新技術等が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長表彰（推薦中の者を含む）→表彰状（写）又は推薦書 <p>② 発明、発見、新技術等が、発明委員会等で特に優秀であると認められた。</p> <p>③ 発明、発見、新技術等が、申請者の所属する研究科等から表彰された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長賞 →表彰状（写） ・専攻長賞 →表彰状（写） <p>④ 発明、発見、新技術等が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長推薦 →推薦書 ・専攻長推薦書 →推薦書 	<p>⑤ 発明、発見、新技術等が、権威ある学会、学術団体等から表彰された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体等の表彰状（写） <p>⑥ 発明、発見、新技術等が、権威あるコンテスト等で優秀な成績を収めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテスト等の表彰状（写） <p>⑦ 発明、発見、新技術等が、社会的に評価されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新技術紹介掲載新聞又は雑誌（掲載箇所の写し） ・共同研究において特許申請中である旨指導教員からの証明書
6号 「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること	<p>① 授業科目の成績等が特に優秀であると認められ、修業年限が短縮された。</p> <p>② 授業科目の成績が、申請者の所属する研究科の運営</p>	

		<p>委員会等で特に優秀であると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長推薦 →推薦書 ・専攻長推薦書 →推薦書 	
7号 「研究又は教育に係る補助業務の実績」	<p>リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること</p>	<p>① 実績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で高く評価された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長推薦 →推薦書、T A・R A委嘱書(写) 又は担当教員の証明(必須) 	<p>② 学外の教育研究活動における実績が、社会的に高く評価されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動先責任者による推薦 →教育活動証明書 ・学外研究グループ責任者による推薦 →推薦書 <p>③ 学外の教育研究活動における実績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で高く評価された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長推薦 →推薦書 ・専攻長推薦書 →推薦書
8号 「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	<p>教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること</p>	<p>① 成績が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長表彰(推薦中の者を含む) →表彰状(写)又は推薦書 <p>② 成績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長賞 →表彰状(写) ・専攻長賞 →表彰状(写) <p>④ 成績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長推薦 →推薦書 ・専攻長推薦書 →推薦書 	<p>⑤ 最高レベルの国際的な審査会、コンクール等に出品、出場した。</p> <p>⑤ 作品、発表が、高いレベルの審査会、コンクール等で優秀な成績を収めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> →下記のいずれか ・賞状(写) ・審査会等パンフ(氏名及び評価等掲載部分の写し)
9号 「スポーツの競技会における成績」	<p>教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること</p>	<p>① 成績が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。</p> <p>② 成績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。</p> <p>③ 成績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長推薦 →推薦書 ・専攻長推薦 →推薦書 	<p>④ 最高レベルの国際的な競技会に出場した。</p> <p>⑤ 高いレベルの競技会等で優秀な成績を収めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> →下記のいずれか ・賞状(写) ・大会パンフ(氏名及び順位掲載箇所の写し) ・大会パンフ(順位有) ・大会結果掲載雑誌(掲載箇所の写し)
10号 「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	<p>教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること</p>	<p>① 実績が、筑波大学学生表彰に関する規程による表彰を受けた。</p> <p>② 実績が、申請者の所属する研究科等から表彰された。</p> <p>③ 実績が、申請者の所属する研究科の運営委員会等で特に優秀であると認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究科長推薦 →推薦書 ・専攻長推薦 →推薦書 	<p>④ 実績が、公的団体等から表彰された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績に対する表彰 →表彰状(写) <p>⑤ 実績が、社会的に高く評価されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動先責任者による推薦 →活動証明書(掲載箇所の写し) ・活動先指導者による推薦 →推薦書 ・NPO法人活動報告書・パンフ(掲載箇所の写し) ・競技会等大会役員委嘱状(写) ・ボランティア実績報告書(写) ・指導者によるボランティア実績報告書(写) ・活動内容掲載新聞又は雑誌(掲載箇所の写し)